

貯法	密封容器
----	------

承認指令書番号	農林水産省指令 17 消安第 2568 号
販売開始	2005 年 7 月

使用前に必ず本書を読み、内容を理解したうえで使用してください。  
また、本書を必要ときに参照できるように大切に保管してください。

### 動物用医薬品

### 寄生虫駆除注射剤

### 指定医薬品 使用基準

# イベルメック®注

## IVERMEC INJ.

イベルメクチンは、放線菌 *Streptomyces avermitilis* を由来とする半合成誘導体で、その抗寄生虫スペクトラムは極めて広く、生産性に悪影響を及ぼす内部寄生虫及び外部寄生虫に幅広く効果を発揮します。

#### 【成分及び分量】

本剤 1 mL 中  
イベルメクチン…………… 10 mg

#### 【効能又は効果】

牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）及び豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）：  
内部寄生虫—オステルターグ胃虫、牛捻転胃虫、牛腸結節虫、クーペリア、毛様線虫及び牛肺虫

外部寄生虫—疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）

豚：内部寄生虫—豚回虫、豚腸結節虫、豚糞線虫、豚鞭虫及び豚肺虫

外部寄生虫—疥癬ダニ（穿孔ヒゼンダニ）、豚ジラミ

#### 【用法及び用量】

牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）：  
1 回体重 1 kg 当たり本剤 0.02 mL（イベルメクチンとして 200 µg）を皮下注射する。

豚：1 回体重 1 kg 当たり本剤 0.03 mL（イベルメクチンとして 300 µg）を皮下注射する。

#### 【使用上の注意】

##### （基本的事項）

- 守らなければならないこと  
（一般的注意）
  - 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
  - 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
  - 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
  - 本剤は、牛及び豚用にのみ開発された製剤である。本剤は、犬において致死を含む重篤な副作用を引き起こすおそれがあるので、牛及び豚以外の動物には使用しないこと。
  - 本剤は、筋肉内、静脈内及び腹腔内注射ならびに経口投与には使用しないこと。
  - 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛、豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前 40 日間  
豚：食用に供するためにと殺する前 35 日間

##### （取扱い及び廃棄のための注意）

- 本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- 本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- 開封後は、遮光して保存し、速やかに使い切ること。

- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
  - ・プラスチックボトルは、液漏れの原因になるので鋭利なもの等で傷つけないこと。
  - ・プラスチックボトルに注射針を刺すときは、ゴム栓の刻印部にまっすぐに刺通すこと。斜めに刺すと、側壁を刺通し液漏れの原因になることがあるので注意すること。
  - ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
  - ・注射針は必ず1頭ごとに取りかえること。
  - ・小児の手の届かないところに保管すること。
  - ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
  - ・火気厳禁（第三石油類、危険等級Ⅲ、プロピレングリコール「水溶性」）
  - ・本剤は魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
  - ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。
2. 使用に際して気を付けること  
(使用者に対する注意)
- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
  - ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
- (牛及び豚に関する注意)
- ・本剤は、牛では肩の前後の皮下に、また豚では頸部皮下に注射すること。
  - ・皮下注射時は、針先が血管又は筋肉内に入っていないことを確認すること。
  - ・他の注射剤と同時に投与する時は、注射部位を変えること。
  - ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
  - ・本剤はシラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化した豚ジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。
  - ・牛疥癬ダニの治療に本剤を用いる場合、痒み等の臨床症状は投与後2～3週間以内に消失するが、ダニは検出されることがある。

#### (専門的事項)

- ① 副作用
- ・本剤は、注射時に疼痛及び注射部位の腫脹がみられることがあるが、疼痛は一過性であり、腫脹は2週間前後で消失する。

#### 【有効期間】

36 カ月

#### 【包装】

100 mL (プラスチックボトル)  
250 mL (プラスチックボトル)

#### 【製品情報お問い合わせ先】

フジタ製薬株式会社  
〒193-0942 東京都八王子市櫛田町1211  
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要であると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造販売元



**フジタ製薬株式会社**

東京都品川区上大崎2丁目13番2号  
<http://www.fujita-pharm.co.jp>

**FUJITA PHARM**